

## 事業実施基準

事業の種類	事業の基準	補助金の算定基準										
<p>1 農業用水確保対策事業  <span style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;">規程第3条 第2項第7号</span></p>	<p>〈対象経費〉  干害時の農業用水等の確保のための工事、機材の借上げ又は購入、燃料の購入等に要する経費  〈対象要件〉  1 応急対策  (1) 6月1日からの高温・乾燥により発生した干害に対して実施する水路等の工事、揚水機等の賃借又は購入及び揚水機等の燃料の購入等に要するものであること  (2) 6月1日から9月30日までに実施したもの  2 恒久対策  (1) 干害時の農業用水等の確保のための施設等が整備されていないことにより、井戸の掘削、灌水施設等の設置工事に要するものであること  (2) 6月1日から9月30日までに工事が完了すること</p>	<p>〈応急対策〉  当該事業に要する経費の3分の1に相当する額と、次の表の1箇所当たりの限度額の3分の1に相当する額のいずれか低い額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項目</th><th style="width: 50%;">1箇所当たり 限度額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応急対策</td><td>3,940千円</td></tr> <tr> <td>大規模対策</td><td>1,760千円</td></tr> <tr> <td>中規模対策</td><td>660千円</td></tr> <tr> <td>小規模対策</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※この限度額は税込みの金額である。</p> <p>〈恒久対策〉  当該事業に要する経費の3分の1に相当する額と、下記の1m当たり限度額に延長を乗じて得た額の3分の1に相当する額のいずれか低い額とする。</p> <p><b>【1m当たり限度額】</b>  井戸灌水設備 120千円/m  ※この限度額は税込みの金額である。  (50メートルを限度とする)</p>	項目	1箇所当たり 限度額	応急対策	3,940千円	大規模対策	1,760千円	中規模対策	660千円	小規模対策	
項目	1箇所当たり 限度額											
応急対策	3,940千円											
大規模対策	1,760千円											
中規模対策	660千円											
小規模対策												

\* 「規程」とは、山形県農林水産物等災害対策事業費補助金交付規程を指す。

## 事業実施基準

事業の種類	事業の基準	補助金の算定基準								
園芸作物等高温対策事業 〔規程第3条 第2項第8号〕	<p>〈対象経費〉</p> <p>高温による収量、品質の低下防止のための機器・資材の購入等に要する経費</p> <p>〈対象要件〉</p> <p>1 果樹、野菜、花き等の栽培において、6月1日からの高温に伴う収量及び品質の低下防止のため、新たに必要となった以下の機器又は資材であること 遮光資材、換気扇又は循環扇、ミスト噴霧装置、散水・灌水システム</p> <p>2 6月1日から9月30日までの間に納品されたものであること</p>	<p>当該事業に要する経費の3分の1に相当する額と、下記の単位面積当たり基準単価に対象面積を乗じて得た額のいずれか低い額とする。</p> <p>【単位面積当たり基準単価】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">遮光資材</td> <td style="width: 50%;">159千円/10a</td> </tr> <tr> <td>換気扇または循環扇</td> <td>111千円/10a</td> </tr> <tr> <td>ミスト噴霧装置</td> <td>494千円/10a</td> </tr> <tr> <td>散水・灌水システム</td> <td>1,012千円/10a</td> </tr> </table> <p>※この基準単価は税込価格である。</p>	遮光資材	159千円/10a	換気扇または循環扇	111千円/10a	ミスト噴霧装置	494千円/10a	散水・灌水システム	1,012千円/10a
遮光資材	159千円/10a									
換気扇または循環扇	111千円/10a									
ミスト噴霧装置	494千円/10a									
散水・灌水システム	1,012千円/10a									

\* 「規程」とは、山形県農林水産物等災害対策事業費補助金交付規程を指す。